

# 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 件 名 平成28年度久留米市庁舎電力需給
- (2) 需給場所 久留米市本庁舎  
久留米市城南町15番地3
- (3) 用 途 官公庁舎

## 2 仕 様

### (1) 供給電気方法等

ア	供給電気方式	交流3相3線式
イ	供給電圧(標準電圧)	20,000V
ウ	計量電圧(標準電圧)	400V
エ	標準周波数	60Hz
オ	受電設備の総容量	1,500kVA×3台
カ	コンデンサ取付容量	1,034.4kVar
キ	受電方式	スポットネットワーク方式

### (2) 契約電力・予定使用電力量

ア 契約電力 1,200kW

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)

イ 契約期間中の予定使用電力量 3,091,469kWh

月別予定使用電力量は、別紙のとおりとする。

### (3) 使用期間

自平成28年10月1日 0:00 至平成29年12月31日 24:00

### (4) 電力計の検針

自動検針装置 (有)

電力会社の検針方法 (自動)

### (5) 需給地点

九州地区の一般電気事業者が設置した20,000Vケーブル直結形終端接続部の接続点

### (6) 計量地点

久留米市が設置した受電用変圧器受電側

(7) 保安責任分界点

需給地点に同じ

(8) 財産分界点

需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。

(9) 2次電圧側計量調整 電力損失率 3.0%、電力量損失率 3.0%

3 その他

(1) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

(3) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、九州管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(4) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上、契約単価を変更することが出来る。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。

(5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整することとする。

(6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。

(7) この仕様書に定めのない事項については、九州管内の一般電気事業者が定める供給条件によるほか、当該職員の指示に従うものとする。

以上